

GOKEICLOUD通信

2026 6月号 Vol.18



通訳スタッフヘインタビュー！★

育成就労制度Q&Aに新情報追加

タイとの育成就労制度MOCが作成されました

What brought you to Japan?

通訳スタッフヘインタビュー

互敬クラウド協同組合で活躍する、通訳スタッフの方に
日本を選んだ理由と、現場を支える想いを聞いてみました！

ネパール出身

Tさん

日本在住

約15年

趣味

バレーボール

好きな日本食

寿司と刺身、納豆



ベトナム出身

Sさん

日本在住

約1年

趣味

旅行、おいしいものを食べること！

好きな日本食

お寿司！



なぜ日本に来ようと思ったのですか？

Tさん

日本は安全で、勉強、働く環境も整っていると思ったのと、彼女が日本に住んでいたの
で、日本に来ようと思いました。それが今の
奥さんです！

Lさん

子どもの頃にドラえもんを見たのがきっかけに
興味を持ち、日本の交通マナーの良さと、安
全で健康的な食品に魅力を感じたからです。



日本に来る前はどんな仕事をしていましたか？

Tさん

日本に来る前は、ネパールでSIMカードや携
帯電話のリチャージカードを販売する仕事をし
ていました。

Lさん

日本の監理団体向けに、技能実習生の書類
作成や管理業務を担当していました。母国か
らリモートで働いていました。



仕事で意識していること・工夫していること

Tさん

通訳の際は、相手の話を正確に伝えることを意識してい
ます。また、言葉だけでなく文化の違いにも配慮しながら、
分かりやすく説明するよう心掛けています。

Lさん

正確に、そして分かりやすく伝えることを意識しています。

受入れ企業様へのメッセージ

いつも外国人材を温かく受け入れ、サポートしていただきありが
うございます。

実習生や特定技能の方々が安心して働き、成長できる環境を作っ
ていただいていることに感謝しています。今後も企業様と外国人材
の架け橋として、円滑なコミュニケーションのサポートに努めてい
きたいと思います。



ふかぼり 育成就労制度

今月のテーマ 入管庁HP「育成就労制度Q&A」更新のポイント

本コーナーでは、育成就労制度の解説や最新情報をお伝えしていきます。

今月は、先日更新された入管庁HP「育成就労制度Q&A」の内容についてふかぼりします。

育成就労制度Q&Aとは

出入国在留管理庁が公表している、育成就労制度に関する疑問点をQ&A形式で整理した公表資料です。運用要領では触れられていない実務上の論点も取り上げられており、運用要領を補完する資料としても活用することができます。

制度の具体化に合わせて随時更新されており、今回（2026年5月28日）新たな更新が行われました。

育成就労制度Q&A（入管庁）

https://www.moj.go.jp/isa/applications/faq/ikusei_qa_00002.html

以下は新規追加されたQ&Aから一部抜粋したものです。

受入れ上限数に関するもの

Q20

令和10年度末までの受入れ見込数（受入れ上限数）は約123万人（1号特定技能外国人80万5,700人・育成就労外国人42万6,200人）とされていますが、現在の外国人在留者数に加えて、追加で受け入れる数なのでしょうか？

A

この約123万人は受入れの上限となる1号特定技能外国人・育成就労外国人の分野ごとの受入れ見込数（受入れ上限数）を総計したものです。現在の在留者数に加えて受け入れる数ではありません。

Q22

各分野における1号特定技能外国人又は育成就労外国人の在留者数が受入れ見込数（受入れ上限数）を超えることが見込まれる場合、どのような措置が講じられますか？

A

「出入国管理及び難民認定法」及び「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」において、1号特定技能外国人又は育成就労外国人の在留者数がそれぞれ設定された受入れ見込数（受入れ上限数）を超えることが見込まれる場合、1号特定技能外国人にあっては在留資格認定証明書の一時的な交付の停止措置を講じることとし、育成就労外国人にあっては育成就労計画の一時的な認定の停止措置を講じることとしています。

その場合、当該分野においては、既に雇用契約を締結している場合等であっても、原則として、それぞれ在留資格認定証明書の交付又は育成就労計画の認定を受けることができず、新たに1号特定技能外国人又は育成就労外国人として入国することはできません。

Q23

受入れ見込数（受入れ上限数）を超えることが見込まれ、在留資格認定証明書の交付等が停止した場合、在留資格「特定技能1号」又は「育成就労」への在留資格変更許可申請やこれらの在留資格の在留期間更新許可申請も不許可となりますか？

A

停止する対象として規定されているものは、在留資格認定証明書の交付又は育成就労計画の認定ですが、それぞれの停止措置は「分野において必要とされる人材が確保されたと認めるとき」に行うものであることに鑑み、在留者数の増加要因となるような在留許可も原則として行わないこととなります。

他方、在留期間更新許可申請については、在留者数の増加要因とはならないことから、原則として通常通りの審査を行うこととなります。

Q24

受入れ見込数（受入れ上限数）を超えることが見込まれ、在留資格認定証明書の交付が停止した場合、在留資格認定証明書の交付等はいつから再開されますか？

A

分野所管省庁から再び当該分野において必要とされる人材が不足するとして、在留資格認定証明書の交付又は育成就労計画の認定の再開の要請があった場合に、在留資格認定証明書の交付にあっては法務大臣が、育成就労計画の認定にあっては主務大臣がそれぞれの再開措置をとることができることとされています。

Q25

どのような場合に受入れ見込数（受入れ上限数）の見直しが行われますか？

A

受入れ見込数（受入れ上限数）は5年ごとに設定し、大きな経済情勢の変化が生じない限りは、これを受入れ上限として運用することとされています。

優良要件について

Q46

優良な育成就労実施者として認められるための具体的な基準はどのようなものがありますか？

A

優良な育成就労実施者の具体的な基準や手続きの方法については、決まり次第追って運用要領の中でお示しする予定です。

他の在留資格から「育成就労」への変更

Q62

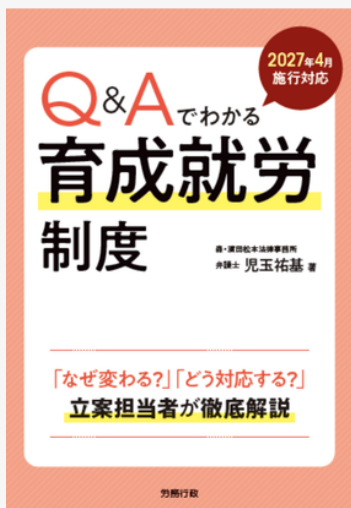
現在、他の在留資格で日本に在留しているのですが、「育成就労」の在留資格に変更することはできますか？

A

育成就労制度においては、他の在留資格から「育成就労」の在留資格への在留資格変更も認められる場合があります。

その場合は、現に有している在留期間内に外国人育成就労機構から育成就労計画の認定を受け、同通知書等を添付書類として地方出入国在留管理局に在留資格変更許可申請を行う必要があります。詳細については別途お知らせします。

おすすめ書籍のご紹介



児玉祐基『2027年4月施行対応 Q&Aでわかる育成就労制度』（労務行政刊）

本書は、育成就労制度の立案担当者が執筆した、制度の要点をQ&A形式で分かりやすく解説した一冊です。

技能実習制度からの重要な変更点を中心に、受入れ企業の担当者が抱きやすい疑問を、受入れフローに沿っていねいに解説しています。

「育成就労制度とは」「就労開始まで」「就労開始後」の3部構成で、制度の全体像から実務の流れまでを体系的に理解することができます。

立案に携わった著者ならではの視点で制度の趣旨や背景にも触れられており、条文や運用要領だけでは読み取りにくいポイントを押さえるうえでも参考になります。

A5判・248頁／定価3,300円（税込）
発売日2026年5月26日

GOKEI PHOTO GALLERY

Data :
2026 June

技能実習生や特定技能外国人、組合職員が食べたもの、面白いと思ったもの、学んだこと...etc.を掲載するコーナーです！



国籍：ネパール
マヘシュさん

ケーキを食べました。
とてもおいしかったです！
ごちそうさまでした🙏

国籍：ネパール
マヘシュさん

みんなで慈眼寺に行きました！
みちを間違えたので歩いて3時
間くらいかかりました。
とってもきれいで楽しかったで
す。



組合職員
なおちゃんさん

GWに富山県に行ってきました！
お目当てのとなみチューリ
ップフェアでは350万本ものチ
ューリップが圧巻でした🌷





国籍：ネパール
ラフルさん

ともだちが配属する前にみんなで
とりました。
ともだちを見送ることができてう
れしかったです！



国籍：ネパール
カルマさん



少林山達磨寺に行きました！
楽しかったですが、たくさん歩
いてつかれました。
けしきがとてもきれいでした。

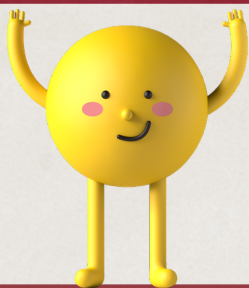


組合職員
野球少年さん



連休に下呂温泉に行ってきました！
美味しいものを食べたり、温泉に入
ってリフレッシュすることができま
した！





News & Topics

外国人雇用管理指針の改正

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が改正され、2026年6月14日、10月1日、翌2027年4月1日の3段階で適用されます。

2026年6月14日の適用は以下のとおりです。

📌 同一労働同一賃金ガイドラインが適用されることに留意しましょう

📌 外国人労働者の日本語学習支援等に努めましょう

📌 外国人雇用状況届出の際に読取アプリを活用しましょう

2026年6月14日交付分から在留カードの巻面が変更となります。

読取アプリは、在留カードのICチップ内に保存されている 身分事項や顔写真等の情報を読み取るためのものです。

出入国在留管理庁 在留カード等読取アプリケーション／失効情報照会 サポートページ
<https://www.pref.gunma.jp/site/gaikokujinzai/753583.html>



高崎事業所 移転のお知らせ

このたび、2026年6月1日（月）より組合高崎事業所を下記の新事務所へ移転いたしました。

旧住所

〒370-0073 群馬県高崎市緑町一丁目8-4 armonia 1F

新住所

〒370-0073 群馬県高崎市緑町一丁目8-9 armonia III

新事務所はこれまでの事務所と同じ敷地内に隣接しています。

電話番号に変更はありません。
(TEL：027-381-8291)

今後とも変わらぬご支援を何卒よろしくお願いいたします。

タイとの育成就労制度MOCが作成されました

2026年6月2日付で、日本国とタイ王国との間で、育成就労制度に関する協力覚書（MOC）が作成されました。

育成就労制度に関するMOCとしては、今回のタイ王国との覚書が初めての作成となります。タイとの間では既に技能実習制度に関するMOCが締結されていましたが、育成就労制度の運用開始に伴い、新たにMOCが作成されたものです。

MOCの作成は、育成就労外国人の送出し・受入れに関する二国間の約束を定め、両国が協力して育成就労外国人の保護および制度の適正な運用を図ることを目的としています。

出入国在留管理庁 育成就労に関する二国間取決め（協力覚書）
<https://www.pref.gunma.jp/site/gaikokujinzai/753583.html>

編集後記



野球少年

季節の移り変わりを
感じるのが好き
です。
最近、湿った空気
に、梅雨らしい季
節を感じます。

今回も最後までお読みいただき、ありがとうございます。

暖かさを感じる日もあれば、雨でひんやりする日もあり、季節が少しずつ変わっていくのを感じる頃となりましたが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

弊組合では事務所が移転し、気持ちも新たに日々の業務に取り組んでいます。

これからも皆さまに寄り添った情報をお届けできるよう努めてまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

GOKEICLOUD通信 Vol.18

2026年6月17日発行

【発行元】

互敬クラウド協同組合
高崎事業所

【住所】

群馬県高崎市緑町1丁目8-9 armonia III

【TEL】

027-381-8291

【MAIL】

contact@gokeicloud.jp

【HP】

<https://gokeicloud.jp/>